

「伊豆の国市生涯学習サポーター」設置要領

(趣旨)

第1条 これからの生涯学習社会は「人々がその生涯のいつでも、自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、成果が適切に評価される社会」として定義される。伊豆の国市教育委員会は、幅広い分野において技術や知識を有する人材を発掘し、その情報を提供することによって市民が求める学習活動を支援するため、また、生涯学習の実践によって互いを尊重し、豊かな人間性を育む、住みよいまちをつくるため、「伊豆の国市生涯学習サポーター」（以下「生涯学習サポーター」という。）を設置する。

(事業)

第2条 生涯学習サポーターは、次の事業を行う。

- (1) 人材の登録（以下「登録」という。）並びに登録の変更、更新及び取消に関すること。
- (2) 人材情報の管理及び提供に関すること。
- (3) 人材の公募及び選定に関すること。
- (4) その他、当該事業について必要なこと。

(事務局)

第3条 生涯学習サポーターの事務局は、伊豆の国市教育委員会生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）に置く。

(登録の条件)

第4条 生涯学習サポーターに登録する者は、次の条件を満たさなければならない。

- (1) 生涯学習に理解と熱意がある個人又は団体であること。
- (2) 伊豆の国市に在住、在勤の者、又は近隣市町に在住し、市内で指導できる者であること。
- (3) 謝礼収入その他、営利を目的としての指導を行わないこと。
- (4) 特定の政治団体又は宗教団体を支援するための活動を目的としないこと。

(登録の方法)

第5条 生涯学習サポーターへの登録を希望する者は、「伊豆の国市生涯学習サポーター」登録申込様式（様式第1号）（以下、「様式第1号」という。）を生涯学習課に提出しなければならない。

(登録の期間)

第6条 生涯学習サポーターの登録の期間は、登録受付日から、その日の属する年度末の3月31日までとする。ただし、次年度を対象とする申込の場合は、この限りではない。

(登録の更新)

第7条 生涯学習サポーター講師登録者（以下「登録者」という。）は、登録の更新をするときは、第6条の期間満了日までに、様式第1号を生涯学習課に提出しなければならない。

(登録情報の公開等)

第8条 登録者の氏名及び団体名並びに活動分野等は、原則として公開する。ただし、登録者本人からの申し出があった場合は、この限りではない。

(登録の取消)

第9条 生涯学習課は、次に掲げる場合には、登録を取消しすることができる。

- (1) 様式第1号により登録者本人から申し出があったとき。
- (2) 登録申込の内容に偽りがあったとき。
- (3) 登録者の地位を利用して、政治、宗教又は営利を目的とした行為をしたとき。
- (4) 登録者が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある行為をしたとき。
- (5) 登録者が社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (6) その他、登録者として不適格と生涯学習課が認めたとき。

(登録者の任務)

第10条 登録者は、実技講習、学習会等における指導助言を通して、生涯学習サポーターの利用者（以下「利用者」という。）の生涯学習活動の支援に努めるものとする。

(生涯学習サポーターの利用)

第11条 利用者は、原則として市内に在住、在勤若しくは在学の個人又は市内の団体とする。

2 政治、宗教又は営利を目的とする場合は、生涯学習サポーターを利用することができない。

(登録者の紹介)

第12条 利用者は、生涯学習サポーターの利用において、登録者の中から希望する者を選び、生涯学習課に申し出て登録者の連絡先等の紹介を受けるものとする。

(経費等)

第13条 利用者の依頼により講座等を開講した登録者に対する必要経費は、利用者の負担とする。

(活動報告)

第14条 登録者は、その活動実績について、「伊豆の国市生涯学習サポーター」活動報告様式（様式第2号）に活動ごと（1活動1枚）に記入し、生涯学習課に報告しなければならない。

(登録者の管理)

第15条 生涯学習課は、登録者の情報を生涯学習サポーター登録者名簿にて管理する。

(事故)

第16条 指導に伴い発生した事故等については、教育委員会は責任を負わないものとする。

(補足)

第17条 この要領に定めるもののほか、生涯学習サポーター事業に関して必要な事項は、生涯学習課が別に定める。

附則

この要領は、平成23年10月20日から施行する。

平成25年11月15日から本改定版を施行する。

平成28年4月1日から本改訂版を施行する。